【平成19年6月27日法律第102号改正後】

第二款　投資助言業務に関する特則

（顧客に対する義務）

第四十一条　金融商品取引業者等は、顧客のため忠実に投資助言業務を行わなければならない。

２　金融商品取引業者等は、顧客に対し、善良な管理者の注意をもつて投資助言業務を行わなければならない。

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

第二款　投資助言業務に関する特則

（顧客に対する義務）

第四十一条　金融商品取引業者等は、顧客のため忠実に投資助言業務を行わなければならない。

２　金融商品取引業者等は、顧客に対し、善良な管理者の注意をもつて投資助言業務を行わなければならない。

（改正前）

（新設）